



# 政府補助金・優遇項目の紹介

～広東省を例として～

青葉顧問（広州）有限公司

田 倩

2020年度6月

# 目次

## 1. ハイテクノロジーイノベーション産業の支援策

- ①ハイテク企業認定
- ②広州市テクノロジーイノベーション「小巨人」企業認定

## 2. 技術研究開発機構の補助金制度

- ①新型研究開発機構
- ②省技術センター

## 3. 知的財産権に係る奨励金

- ①特許賞
- ②知的財産権モデル企業

## 4. 投資奨励金、税務優遇及び社保減免措置

- ①広東省人民政府による投資奨励金
- ②業別の税務優遇措置
- ③小型薄利企業への税務優遇措置
- ④新型コロナウイルス関連の税務優遇・社保減免措置

## 参考資料

1.

# ハイテクイノベーション 産業の支援策

# ① ハイテク企業 認定

## ハイテク企業とは

定義	国家重点支持のハイテク分野
国家の重点支持のハイテク分野において、持続的な研究開発と技術成果の応用を行い、企業の核心的な知的財産権を形成し、且つこれを基礎として経営活動を展開し、中国国内（香港、マカオ、台湾地区を除く）に1年以上登記された居民企業をいう	一、電子情報技術
	二、バイオ及び新医薬技術
	三、航空・宇宙産業技術
	四、新素材技術
	五、ハイテクサービス業
	六、新エネルギー及び省エネ技術
	七、資源及び環境技術
	八、ハイテクにもとづく伝統産業革新技術
申請締め切り	
毎年5月～8月	

リソース：「ハイテク企業認定管理弁法」



## ハイテク企業認定される利点とは

### 1、低税率優遇

ハイテク技術企業の企業所得税は10%減免され、**15%で徴収される**

例) 純利益が100万元の企業で、  
ハイテク企業ではない場合：企業所得税25万元を納付  
ハイテク企業：企業所得税15万元のみ納付

### 2、二免三減（**2年間の免税徴収、3年間の税率減半**）

※ただし経済特区（即ち、海南、アモイ、深セン、珠海、汕頭）と上海浦東新区のみ適用

### 3、累計損失の繰越期限の延長

繰越可能な過去累計損失の期限が5年の限度から、**10年の限度までに延長される。**

### 4、**25万元から100万元までのハイテク企業奨励金**

## ハイテク企業の申請条件

～広州・深センを例として～

- 会社設立から**1年以上**
- その主たる製品（サービス）の核心的な**知的財産権の所有権を有する**
- 核心的な技術は「国家重点支持のハイテク分野」の**規定範囲内**の内容である
- イノベーション能力に対する評価が**相応条件に達している**
- 研究開発及び科学技術人員人数が従業員総人数に対しての比率が**10%を下回らない**
- 申請前の1年以内に重大な**安全事故や品質事故、又は環境保護違法行為が発生していない**
- 直近1年のハイテク製品（サービス）による収入が企業の当年の総収入の**60%以上を占めること**
- 直近の会計年度3年間分の**研究開発費用の売上げ収入総額に占める比率が下記条件に合致する**
  - I. 直近1年間の売上げ収入が5000万元以下の企業で、比率が5%を下回らない
  - II. 直近1年の売上げ収入が5000万元～2億元以内の企業で、比率が4%を下回らない
  - III. 直近1年の売上げ収入が2億元以上の企業で、比率が3%を下回らない

リソース：広州市ハイテク企業樹標提質行動方案（2018～2020）

広州市科学技術局、広州市財政局、国家税務総局広州市税務局の広州市2020年ハイテ企業認定作業の展開に関する通知

深セン市2020年ハイテク企業認定及び育成納入申請指南

深セン市科技イノベーション委員会による「深セン市企業研究開発項目とハイテク企業育成項目資金援助管理弁法」の発行に関する通知

# 2020年ハイテク企業認定の奨励金

奨励金の種類	金額		
一律基本奨励金	<b>30万元</b> (当年度ハイテク企業認定を通過した企業の全てが対象。深センの一部の区では20万)		
広州市 特別奨励金	「規模以上企業」*	<b>70万元</b>	
	非「規模以上企業」	200万元 ≤ 前年度研究開発費用 < 1000万元	<b>20万元</b>
		前年度研究開発費用 ≥ 1000元	<b>70万元</b>
深セン市 特別奨励金	ハイテク企業認定の奨励金 <b>5万元</b>		
	他地域から転入したハイテク企業に対する奨励金は <b>100万元</b>		

※「規模以上企業」とは、主な業務による年間売上高が2000万元以上の工業企業、又は年間商品売上高が2000万元以上の卸売貿易企業と、年間商品売上高が500万元以上の小売貿易企業を指す。

# CASE STUDY



## 広州市联鯤生物科技有限公司が「国家ハイテク企業認定」に通過

このほど広州市联鯤生物科技有限公司が正式に国家ハイテク企業と認定された。

広州市联鯤生物科技有限公司は会社の設立以来、技術研究開発を非常に重視し、動物栄養と飼料、微生物、品質管理、動物育種、疾病管理、養殖技術などの専門分野にわたる専門家研究開発チームを設立。修士以上の学歴を有する人員が70%を占め、また30人以上の人員が広州市と番禺区の「産業のトップクラス人材」及び「産業急用人材」という称号を獲得している。

世界20カ国を結ぶネットワークの優位性を利用して、積極的に研究開発成果を市場に転化し、海外の重要ジャーナルに英語文献20篇余り、中国語文献30篇余りを発表した。联鯤会社は今までに既に発明特許30余り、登録商標20余りを申請し、20件近くの製品が「広東省ハイテク製品認定」を獲得している。

また、企業・科学研究院・高等学校の間の協力を重視し、中国科学院水生生物研究所、華南農業大学、華中農業大学、広東海洋大学深セン分院など多数の高等学校と緊密な関係及び協力を結び、開放的なイノベーションプラットフォームを開設し、国内の多数の大手企業と共同で検査センター、連合養殖実験基地を建設している。

## ② 広州市テクノロジーイノベーション「小巨人」企業認定項目

### イノベーション「小巨人」企業とは

研究、開発、生産、販売及び管理の過程において、企業がテクノロジーイノベーション、管理イノベーション、サービスイノベーション又はモデルイノベーションを通じて、核心競争力を獲得し、ハイテク商品又はサービスを提供し、高成長性や発展潜在力を持つ巨大なテクノロジーイノベーション中小企業を指す。

※申請時間は毎年12月～翌年度1月

### 優遇政策の内容

▶総合20万元の経費補助金が取得でき、企業の研究開発、イノベーション能力向上等の活動に使用される  
▶広州市のテクノロジーローンリスクの補償、ローン利息の補助金、創業投資補助金等のテクノロジー金融支援政策を優先的に適用される

### 認定条件

- 会社設立から1年以上
- 主要商品（サービス）の核心知的財産権所有権を有する
- 核心技術が「国家重点支持のハイテク技術領域」の規定範囲内の内容である
- イノベーション能力に対する評価が相応条件に達している
- 直近1年のハイテク商品（サービス）収入の総収入に対しての比率が**40%**を下回らない
- 研究開発組織管理水準及び規範的な財務管理を有し、研究開発費用の補助計算帳又は専用帳を作成
- 直近の会計年度**2年間分**において研究開発費用の総額の売上げ収入総額に対する比率が**3%**を下回らない  
(その内、広州市内に発生した研究開発費用が全部の研究開発総費用に対しての比率が60%を下回らない)
- 研究開発及び関連の科学技術人員人数の会社従業員総人数に対しての比率が**6%**を下回らない



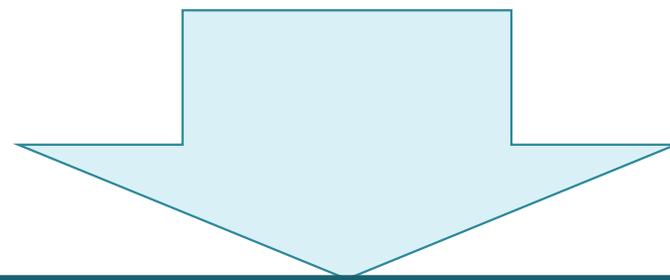
2、

# 技術研究開発機構の 補助金制度

# ① 新型研究開発 機構

## 研究開発機構とは

通常の研究開発機構とは、企業内部、又は企業と大学・高等専門学校や科学研究機構と共同して設けられた、科学研究、技術開発、製品開発、工芸開発、技術サービスに従事する機構を指す。



広東省  
「新型研究開発機構」への援助制度

広東省科学技術庁による2019年度～2020年度新型研究開発機構建設指南の発行に関する通知 (粵科函資字〔2019〕1309号)

# 「ハイレベルの新型研究開発機構」への援助金

適用対象	申請条件	補助方式
①中央と国家レベル科学研究機構、国家重点高等学校、中央企業と大手国有企業などの国家レベルのイノベーション資源が広東省で設立した研究開発機構	■ ①広東省で登録手続きを完了し、独立法人資格を有する	申請時期： 毎年7月～8月
②香港・マカオ地区の高等学校、研究開発機構、業界トップ企業などの広東省で設立した研究開発機構	■ ②研究開発機構としての位置づけ、建設目標、研究の優位性、人材チーム、管理体制、分配メカニズム、投入予算及び資金調達などの内容を含める詳細な建設方案がある	企業の前年度の研究開発費用の20%の金額を限度額として、省科学技術庁の評価結果に基づき補助金が決められ、1社につき最高1000万元まで
③海外の一流大学及び研究機関、有名な実験室とイノベーションセンター、世界トップ500強企業と外資研究開発型の企業が広東省で設立した研究開発機構	■ ③ハイレベルの科学研究者及び重要な核心技術を備える ■ 省の関連部門、地方政府または業界トップ企業と共同建設連携協議を締結した	
④国家（重点）実験室、国家工程技術研究開発センター、その他の国家レベルイノベーションプラットフォーム及び外資グローバル研究開発センターが広東省で設立した研究機構	■ ⑤既に省新型研究開発機構と認定された事業所の申請は受け付けられない	

# 「省レベルの新型研究開発機構」への援助金

適用対象	申請条件	補助方式
<p>主に 良好な技術イノベーションチームを保有し、 良好な科学研究施設と試験条件を備え、 良好な運行メカニズムを備え、 産業のイノベーション発展に対して良い効果を収めた 各市の重点支持建設対象となる 新型研究開発機構</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 企業の登録地、主要オフィスと科学研究場所は広東省にあり、独立法人資格を有する</li><li>■ 前年度の研究開発経費の総額が年間総収入の30%を下回らない</li><li>■ 専門研究開発部門の従業員数が総従業員数の30%を下回らない</li><li>■ 研究、開発、試験を行うために必要な研究機器、設備、固定場所を有している</li><li>■ 明確な人事、給与、行政、経費などの現代化管理制度を有している</li><li>■ 多角的な投入メカニズム、市場化された方策決定メカニズム、高効率な成果転化メカニズムなどを有する</li><li>■ 市場化された給与制度、企業化された収益分配制度、開放型の人材導入と雇用制度などを有する</li><li>■ 業務の発展方向は研究開発活動を主とする。生産製造、教育、検査検測、園区管理などの活動に従事する単位の申請は原則上受理しない</li></ul>	<p>申請時期： 毎年7月～8月</p> <p>企業の前年度の研究開発費用の20%の金額を限度額として、省科学技術庁の評価結果に基づき補助金が決められ、1社につき最高1000万元まで</p>

# CASE STUDY

## 2019年度新型研究開発機構のリスト (一部抜粋)

茂名本正化橋紅研究院

航天生物集団広梅航天育種研究開発センター

広州現代産業技術研究院

★ **東莞松山湖国際ロボット研究院有限公司**

広東海洋大学深セン研究院

広東海洋工程装備技術研究所

広東南大ロボット有限公司

広東洪裕知能製造研究院有限公司

### 東莞松山湖国際ロボット研究院有限公司

松山湖国際ロボット産業ベースX-BOT PARKは、2014年に、香港科技大学李澤湘教授、香港科技大学元工学院院長高秉強教授、長江商学院副院長甘潔教授など優秀な起業家指導者団により組織された外商投資企業である。広東省と東莞市政府及び松山湖管理委員会の大きなサポートの下、ロボット産業ベースは内地、香港及び世界の高等学校、研究所、企業、川上・川下のサプライヤーなどのリソースを通して、起業する者のニーズを十分に理解し、完璧なロボット及びインテリジェントハード生態系を作り上げることで、投資団体と企業より革新となる競争力をつけさせらる。起業のインキュベーターのサポートと同時に、イノベーション起業家人材の育成を使命とし、インキュベーター団体のために良質な人材リソースを蓄積し、科学テクノロジー強国となる。

## ② 省レベルの 技術センター

### 申請できる企業とは

製造業、建築業、商業貿易流通業、  
情報サービス業、物流業に従事する企業

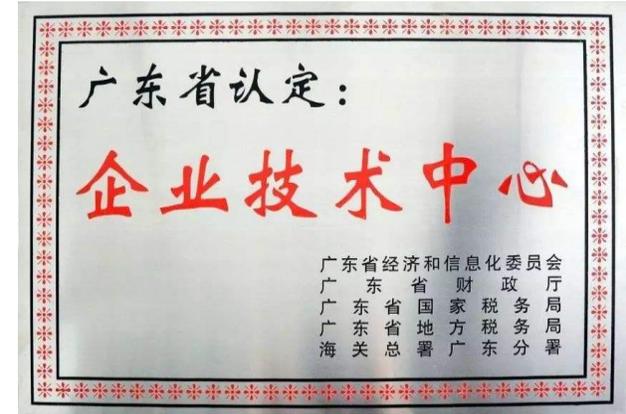
### 補助金

1社当たりの最大資金援助額は200万円

※前年度の設備計器やソフトウェア調達費用の40%の金額を限度

### 申請条件

- ① 広東省（深センを含まない）で登録、設立され、且つ企業の技術センターを設けてから1年以上運営
- ② 企業技術センターと高等学校又は科学研究院と安定な協カルートを確立している
- ③ 自主的な知的財産権の核心技術、有名なブランドを有している
- ④ 強い技術実力、良い経済効果を有し、業界内で顕著な競争優位性を有する
- ⑤ 技術レベルが高い、実践経験が豊富な技術リーダーと技術人材チームを保有し、業界内で強いイノベーション人材優位性を有する
- ⑥ 企業が2年以内（申請締切日以降）に、脱税、不真実な輸出税金還付、密輸又はその他の税金違法行為により行政、刑事処分又は税務部門に立件審査されたことがない
- ⑦ テクノロジー活動経費支出額（300万～800万）、テクノロジー活動経費支出額が製品販売収入に対しての比重（0.3%～6%）、研究試験の専任人員数（30人～80人）、技術開発機器設備原価（500万～1000万）等の4つの指標は一定条件を満たす（業界によって異なる）



リソース：「広東省省レベルの企業技術センター管理弁法」

# 省レベルの企業技術センターの項目名簿

2020年省レベルの経済高度発展促進の特定項目資金サポート

	申請単位	省レベル企業技術センターの項目名称	補助予定金額
1	広州康臣薬業有限公司	“イオパミドール注射液”の開発研究	88万元
2	広州立邦塗料有限公司	水性高彩自動車塗料の研究及び産業化	200万元
3	広州市奥萊照明電器有限公司	知能型、モジュール化センサーライトの研究開発及び産業化プラットフォーム	171万元
4	広州彩熠燈光株式会社	大型デジタルネットワーク照明器具のスマートコントロール革新技術研究と産業化	200万元
5	広州万孚生物技術株式会社	POCT技術製品ラインの自動化アップグレード改造	118万元
6	冠昊生物科技株式会社	再生医学技術研究及び応用イノベーションプラットフォームの建設	200万元

※行政区による特別奨励金は含まれていない

3、

## 知的財産権に係る奨励金

# ① 特許賞

## 広東特許金賞、広東特許銀賞、広東特許優秀賞

種類	賞金金額	表彰件数
広東特許金賞	30万元/1件	20件まで
広東特許銀賞	20万元/1件	40件まで
広東特許優秀賞	10万元/1件	60件まで

### 申請時期と申請方法

毎年4月頃、「広東特許賞申告及び評価申請システム」にて申請

## 申請条件

1	申請者は広東省内に登録し、法人資格を有する特許権者又は実施機関である
2	申請の特許はすでに中国の発明特許、実用新案特許又は意匠特許を取得している（国防特許及び秘密保持特許を含まない）
3	当該特許権は有効であり、特許権の帰属、発明者又は設計者の紛争が存在しなく、無効宣告請求手続にも存在しない
4	当該特許のイノベーション性が強く、技術水準が高い、或いは設計が独特で、実施後に著しい経済的効果または社会的効果を得る
5	当該特許技術及び製品は国家と省の産業及び環境保護政策に適合する
6	当該特許に対して比較的完備した保護措置がある
7	当該特許は中国特許賞または広東特許賞を獲得したことがない

リソース：「広東省特許奨励弁法」  
広東省市場監督管理局による「広東省特許奨励弁法」の実施細則

## ② 広東省知的財産権模範企業

### 補助金

各単位に対して付属補助資金**20万元**

### 申請締切日

2020年6月22日（毎年6月前後）

### 申請方法

[office@gdippa.com](mailto:office@gdippa.com)へ申請資料提出



広東省知的財産権模範企業の評定を申請する場合、後続ページの指標に従って評価が行われ、**総点数が90点以上**に達すると基本的な評定条件に合致すると見なされる。

リソース：2020年度広東省知的財産権模範企業の申告通知

知的財産権の創出	知的財産権の管理と保護	既得特許奨励
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 知的財産権の産業上の利用可能性。知的財産権情報を効率的に管理し、利用している</li> <li>② 前年度末までの有効の特許の数量</li> <li>③ 直近3年の特許出願の数量</li> <li>④ その他の知的財産権の配置</li> <li>⑤ 直近3年の発明特許の出願比率</li> <li>⑥ 直近3年の特許の授権率</li> <li>⑦ 直近3年の海外特許出願量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑫ 企業は国家基準「企業知的財産権管理規範」GB/T 29490-2013認証を通過している</li> <li>⑬ 企業の知的財産権戦略と実施状況及び、企業の知的財産権戦略を制定し、全体の発展計画に組み入れる</li> <li>⑭ 企業職務発明者の権益保護と奨励メカニズムを確立している</li> <li>⑮ 知的財産権管理機構を設立し、専任者の人数が2人を下回らない</li> <li>⑯ この三年間の研究開発経費の投入が企業の売上収入に占める割合の平均値</li> <li>⑰ この三年間の知的財産権経費の投入が研究開発経費の投入に占める割合の平均値</li> <li>⑱ この三年間の中核メンバーに対する行う知的財産権に関するトレーニングのトレーニング率</li> <li>⑲ 知的財産権早期警報メカニズム及び対応方案を確立している</li> <li>⑳ この三年間、国内外の知的財産権紛争を効果的に処理し、賠償を得たり、損失を避けたりする経験がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉑ 企業が直近3年の獲得した国家レベルの中国特許賞、中国商標金賞、世界知的財産権組織著作権金賞（中国）と国家技術発明賞、又はここ3年で獲得した省レベル政府が設立した知的財産権奨励を取得している</li> </ul>
<b>知的財産権の運用</b>		<b>加点ポイント</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 直近3年の特許製品収入の企業の売上収入に占める比率</li> <li>⑨ 直近3年の知的財産権取得・譲渡による収益</li> <li>⑩ 直近3年の知的財産権による融資額</li> <li>⑪ 知的財産権による現物出資額</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>㉒ 「広東省知的財産権優勢企業」の称号を獲得している</li> <li>㉓ 有効期間内の知的財産権管理体系認証証書またはハイテク企業認定証明書を所有している</li> <li>㉔ 直近三年間で、いずれかの年度における発明特許が10件以上、または発明特許出願件数の伸び率が10%以上、あるいは海外特許ポートフォリオが3件以上</li> </ul>

# CASE STUDY

## 興森科技の「広東省知的財産模範企業」認定成功

興森科技の子会社である廣州興森快捷電路科技有限公司が「広東省知的財産模範企業」と認定された。

近年の「広東省知的財産権優勢企業」から「広東省知的財産権模範企業」に至る興森科技の知的財産権に関する活動は、すでに政府部門から十分に認められ、国内の同業界企業の中でも知的財産権についてはトップレベルに達し、模範的な役割を果たしていることを示している。

現在、興森科技はすでに累計で特許を391件出願しており、特許の授権は166件で、そのうち発明特許は13件である。

興森科技の知的財産権の活動は「知的財産権の統制」の成長期から、「知的財産権の自主企画」の成熟期に徐々に移行してきた。基準徹底の作業の実施により、より完備した知的財産権管理システムを構築してきた。これは前期の知的財産権の蓄積の賜物である。知的財産権の活動の重点は、より効率的に核心となる国内知的所有権を形成すること、及び知的財産権の保護と運用のレベルを高めることにある。

ここ2年間の動きでは、興森科技は複数の専門代理機構と緊密に連携し、会社の重点輸出商品に対して、海外特許早期警報分析の特別プロジェクトを行い、新製品に対して特許ポートフォリオ計画の特別プロジェクトを実施している。中国の特許に対して特許ポートフォリオレイアウト作りを加速し、より多くの核心的国内知的財産権を生み出すことで、国内マーケットを掴もうとする一方、重点輸出国で海外特許出願を徐々に行い、市場開拓の基礎を築いている。



4、

# 投資奨励金、税務優遇 及び社保減免措置

# ① 広東省人民政府による投資 奨励金

「広東省人民政府による「対外開放の更なる拡大及び外資の積極的な利用に係る若干措置」の発行に関する通知（粵府[2017]125）」

## 対象範囲

- 広東省に設立され、且つ不動産業界、金融業界及び金融項目**以外**の企業

## 適用時期

- 2017年～2022年度

項目	適用条件	奨励措置	限度額	政府部門
会社新設	5000万米ドル超	投資実行額に基づき、 2%以上の奨励金を支給	1億元	省商務庁、省財政庁、 発展改革委員会 市人民政府
増資	3000万米ドル超			省商務庁 省財政庁
統括会社新設	1000万米ドル超			省商務庁、省財政庁、 発展改革委員会

## ② 産業別の税務 優遇措置

通知公告	産業業界	一定条件を満たした上適用
財政部公告 2019年第60号	「汚染防止の第三者企業」	通常は25%の企業所得税率を15%に軽減する
税务总局公告 2019年第68号	「ソフトウェア開発企業」 「集積回路設計企業」	企業所得税の「二免三減半」 ⇒黒字化した年から2年間は税金を免除、 その後3年間は半額
財税[2017]79号 財税[2018]44号	技術先進型サービス企業	通常は25%の企業所得税率を15%に軽減する  従業員教育費用は、賃金給与総額の8%を超えない部分が損金算入可能。超過部分は以降の年度に繰り越し可能（一般企業は2.5%まで）
税务总局公告 2019年第36号	「越境EC企業」	課税所得率を4%で統一する（96%免税） 同時に小型薄利企業の所得税優遇政策を利用可能

# ③ 小型薄利企業 への税務優遇 措置

## 小型薄利企業とは：

項目	新標準
課税所得金額	300万元以下
従業員数	300人以下
資産総額	5000万元以下

## 税務上優遇：

税引前利益	課税%	企業所得税税率	実質税負担率
100万以下	25%のみ課税	20%	5%
100万を超え300万以下	50%のみ課税	20%	10%

リソース：

財務部国家税務総局「小型薄利企業税収減免政策実施についての通知」財税〔2019〕13号

国家税務総局「小型薄利企業優遇制所得税減免政策実施についての関連通知」国家税務総局公告〔2019〕2号

# ④ 新型コロナ 関連の税務優 遇措置

通知文名	抜粋
<p><b>国家税務総局</b> 「疫病予防・抑制及供給維持などに関する税費政策実施期限の公告」 2020年第28号</p>	<p>疫病予防・抑制及供給維持などに関する優遇税制の実施期限を2020年12月31日まで延長する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>小規模納税人増値税徴収率が3%から1%へ引き下げられる</b></li> <li>■ 小規模納税者が自社使用した<b>中古固定資産</b>、又は<b>中古車</b>などを転売する場合、適用する<b>増値税税率は2%から1%へ引き下げられる</b></li> <li>■ 疫病の発生状況に起因し重大な影響を受ける「苦難業界」が2020年度に発生した損失に対して<b>損失の繰り越し期限を5年から8年に延長する</b></li> <li>■ 小型薄利企業※の2020年度の残り期間に相応する予納すべき四半期企業所得税は、<b>2021年度の初回申告期限まで、納付期限を延長する。</b></li> </ul>
<p><b>広東省</b> 「新型コロナウイルスの影響が大きな中小企業に対するサポート力に関する若干政策に関する措置」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新型コロナ感染拡大抑止・制御期間において、<b>企業の納税申告期限を延期</b>する</li> <li>■ 納税延期の条件に合致する企業に対して、<b>3か月以内の納税延期</b>を認める。</li> <li>■ 納税が確かに困難である企業に対して、合理的に<b>不動産税、都市土地使用税を減免</b>する</li> </ul>

# ④ 新型コロナ 関連の社保免 除措置

通知文書	内容
<p><b>広東省</b> 「広東省人力資源社会保障庁、省医療保障局、省財政庁、国家税務総局広東省税務局による段階的企業の基本養老保険、失業保険、労災保険料の減免」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中小マイクロ企業、2020年2-6月の企業の基本養老保険・失業保険・労災保険の <b>納付を免除</b>する</li> <li>■ 大型企業、2020年2-4月の企業の基本養老保険、失業保険、労災保険の <b>納付を半分免除</b>する</li> </ul>
<p><b>広州市</b> 「広州市人民政府弁公庁による中小マイクロ企業の疫病発生状況における予防コントロール期間で健康発展するための15条措置に関する通知」穗府弁規〔2020〕1号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2020年2月から6月までの従業員社会<b>医療保険</b>の企業側納付率は、<b>5.5% から3.5%</b>とする</li> <li>■ 従業員養老保険費、失業保険費、労災保険費用等期限通りに納付できない企業は、<b>疫病終息後3か月以内に延期納付</b>申請ができ、<b>滞納金は発生しない</b></li> </ul>
<p><b>深セン市</b> 「深セン市の新型コロナウイルス感染による肺炎流行に対応し企業を支援し、共に難関を乗り越える若干の措置」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 従業員養老、失業、労災保険費用を期限通りに納付できない企業は、<b>疫病終息後3か月以内に延期納付申請</b>ができ、<b>滞納金は発生しない</b></li> <li>■ 住宅積立金の納付が困難となった企業が、住宅積立金比率を<b>最低3%まで</b>引き下げることができ、適用期限は最長12ヶ月とする。もしくは、住宅積立金の納付期限延長を申請でき、最長<b>納付延長期限は12ヶ月を超えないもの</b>とする</li> </ul>

ご清聴  
ありがとうございました。

お問い合わせ： 田倩（でん せん）  
monica.tian@aoba.com.hk

上杉亜琴（うえすぎあき）  
a.uesugi@aoba.com.hk



青葉顧問（広州）有限公司

広州市天河区体育西路  
109号高盛大厦12階B1

TEL:020 (3878) 5115  
日本語対応可

参考資料

# 自由貿易区における 補助金制度

①  
広州南沙自由  
貿易区商業  
貿易政策

## 「広州南沙新区（自貿片区）商貿業発展支援の促進に関する 弁法の実施催促」の発行に関する通知

### 対象企業

- 南沙自由貿易区において登録し、税務及び会計申告を行う法人
- 健全なる財務制度を有し、独立決算を行う卸売小売、宿泊飲食、輸出入、越境EC、並行輸入車などの貿易/対外貿易企業

### 有効期限

本細則は2017年1月1日より5年間有効

### 申請時期

毎年8月頃  
自貿区政務服務センター政策実現窓口へ申請

項目（抜粋）	申請条件	奨励金
<p>統括会社定住奨励金</p>	<p><b>基本条件</b>            申請時点の前年度において海外子会社または授権管理している子会社が少なくとも3社以上。</p> <p>同時に下記A、Bの条件のいずれか1つを満たす必要がある。</p> <p>A. 世界トップ1,000強、中央大型企業、中国企業トップ500強、中国民营企业トップ500強、商務部で認定または登録された多国籍企業に属する。</p> <p>B. 前年度の業界営業収入と納税総額は指定条件に合致している。</p> <p>(1) 卸売り業：営業収入が5億元以上、納税総額が900万元を下回らない。</p> <p>(2) 小売業：営業収入が2億元以上、納税総額が700万元を下回らない。</p> <p>(3) 宿泊飲食業：営業収入は1億元以上、納税総額は500万元を下回らない。</p>	<p><u>基本条件+Aを満たす場合</u></p> <p>① 実際払込資本金100万米ドル（100万を含む）から1000万米ドルを納付した場合、<b>300万元</b>を奨励する。</p> <p>② 実際払込資本金1000万米ドル（1000万を含む）から2000万米ドルを納付した場合、<b>600万元</b>を奨励する。</p> <p>③ 実際払込資本金2000万米ドル（2000万を含む）から1億米ドルを納付した場合、<b>1000万元</b>を奨励する。</p> <p>④ 実際払込資本金1億米ドル（1億を含む）から3億米ドルを納付した場合、<b>1500万元</b>を奨励する。</p> <p>⑤ 実際払込資本金3億米ドル（3億を含む）以上を納付した場合、<b>2000万元</b>を奨励する。</p> <p><u>基本条件+Bを満たす場合</u></p> <p>① 納税総額が1000万元（1000万を含む）を超えた場合、<b>300万元</b>を奨励する。</p> <p>② 納税総額が2000万元（2000万を含む）を超えた場合、奨励は<b>600万元</b>である。</p> <p>③ 納税総額が4000万元（4000万を含む）を超えた場合、奨励は<b>1000万元</b>である。</p> <p>④ 納税総額が8000万元（8000万を含む）を超えた場合、<b>1500万元</b>を奨励する。</p> <p>⑤ 納税総額が1億元（1億を含む）を超えた場合、<b>2000万元</b>を奨励する。</p>

項目（抜粋）	申請条件	奨励金
非統括会社の定住 奨励金	通知の有効期間内に南沙区で新たに登録して設立された企業。 企業の設立日は営業許可証の登録の期日を基準とする。	卸売企業 年間営業収入が1億円、3億円、5億円に達した場合、入統※年にそれぞれ50万円、100万円、200万円の一次性奨励を与えられる。 宿泊飲食企業 年間営業収入が1000万円、3000万円、5000万円に達した場合、入統年にそれぞれ50万円、100万円、200万円の一次性奨励を与えられる。  ※入統企業とは、一定規模と条件に満たし、政府指定統計システムのリストに加入され、定期的に統計諸表をアップロードする必要企業である。
クロスボーダEC 奨励金	①自由貿易区に登記成立したクロスボーダー電子商取引プラットフォームに対して、年間取引額が2億円、10億円、30億円以上に達した場合	年間取引金額に応じてそれぞれ50万円、250万円、500万円の奨励金を一括で与える。
	②年間クロスボーダー電子商取引の輸出入額が5億円を超えたクロスボーダー電子商取引企業に対して	毎年500万円の資金を、年間業務規模ランキングのトップ10の企業に奨励金を与える。 (年間業務規模ランキング1～3位：90万円、4～6位：50万円、7～10位：20万円)
	③前年度にクロスボーダー電子商取引の輸出額が2億円を超えたクロスボーダー電子商取引企業に対して	前年同期比で20%を上回った場合、20万円の奨励金を与える。 前年同期比で30%を超えた場合、50万円の奨励金を与える。
	④取引の決済地が南沙にあるクロスボーダー電子商取引企業が、区外において面積が200㎡以上のクロスボーダー電子商務Online to Offline (O2O) 展示・体験店を開設する場合	設立してから通常運営が1年を満了する体験店に、一軒ごとに2万円の一次性補助金を与える、各企業が享受できる補助金は年間50万円を上回らない。

項目（抜粋）	申請条件	奨励金
並行輸入自動車 奨励金	①南沙区に法人登記した自動車貿易企業で、南沙ポートで完成自動車を輸入する場合	1台ごとに3000円の補助金を与える。
	②南沙区に法人登記していない自動車貿易企業が区内の自動車サプライチェーンサービスプラットフォームを通じて南沙自動車ポートから自動車を輸入する場合	サプライチェーンサービスプラットフォームに、1台の自動車ごとに500円の補助金を与える。支給する補助金の総金額は500万円を上回らない。
	③自由貿易区内で面積が10,000㎡以上の大型並行輸入自動車総合展示貿易プラットフォームを建設した企業に対して	開業運営後に100万円の一次性補助金を与える。
	④企業が南沙区に輸入自動車展覧会を開催し、且つ輸入自動車展覧会の会場面積が10,000㎡を超え、参加の輸入自動車数が100以上の場合	認定後に20万円の自動車展覧会補助金を与える。
	⑤登記所在地が南沙区にある自動車貿易企業で、自主申請で自動車輸入3C認証証書を取得した企業	各車種に20万円の補助金を与える。各企業に毎年最高で20万円を補助する。

## ② 深圳前海合作 区企業政策

### 補助対象

機能型統括会社	金融統括会社、現代物流統括会社、 その他機能型統括会社、専門機構統括会社
特殊型統括会社	ユニコーン統括会社、香港系統括会社、 多国籍企業エリア統括会社、中国企業国際統括会社

### 申請条件と期間

通知の有効期限内に、企業が補助条件を満たす場合、奨励を享受できる。  
毎年3 - 4月頃に、前海の管理局へ申請を提出する。



## 統括会社認定条件

- 登録及び税務関係のいずれも前海合作区にある法人資格。
- 申告及び審査時に市場監督部門より公布された異常経営企業名簿に記載がない。
- 申告及び審査前の5年間に刑事犯罪記録がない（設立が5年未満の場合、設立されてから上述の状況がない）
- 申告及び審査前の3年間に、  
 税収、安全生産、環境保護、労働関係などに係る行政処罰を受けたことがない。  
 前海産業発展資金の使用を違法申告した記録がない。  
 信用喪失による被執行人リストに記載がない。（設立が3年未満の場合、設立されてから上述の状況がない）

項目（抜粋）	条件	奨励及び補助
統括型企業本部	「深圳市が本部企業の発展を激励する実施弁法」の規定標準を満たし、且つ市政府による審査認定を得た本部企業	2,000万元の本部集約補助金を提供。 市政府と契約を締結したものと別途約定がある場合は、2,000万元もしくは市政府の補助標準の50%のどちらか高い方に基づき、補助を提供
金融統括会社	「深圳市が金融発展をサポートするいくつかの措置」を満たし、且つ深セン市金融部署による奨励を得たライセンス所持の金融企業本部	<p>払込資本金が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2億元以下：300万元の集約補助金を提供</li> <li>2億元以上、5億元以下：400万元の集約補助金を提供</li> <li>5億元以上、10億元以下：500万元の集約補助金を提供</li> <li>10億元：1,000万元の集約サポートを提供</li> <li>10億元以上：1億元増加ごとに、50万元の集中集約を追加し、最高は2,500万元を超えない。</li> </ul> <p>市外から、前海へ転入した場合、転入費用の補助を提供。市の補助資金の50%に基づき共に支給。企業単体の場合、2500万元を超えない</p>
現代物流統括会社	払込済みの登録資本金1億元以上で、前年度の前海における直接経済貢献は2000万元を下回らず、且つ前年度の物流業の主要業務収入は当該企業の主要業務収入総額の50%以上を占める現代物流香港系企業であること	<p>前年度における直接経済貢献が2000万元以上3000万元以下の場合、500万元の産業集約補助金を与える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3000万元以上4000万元以下：600万元の産業集約補助金を与える</li> <li>4000万元以上5000万元以下：800万元の産業集約補助金を与える</li> <li>5000万元以上：1000万元の産業集約補助金を与える</li> </ul>

項目（抜粋）	申請条件	奨励金・補助金
その他機能型 統括会社	前年度の前海における直接経済貢献額は2000万元を下回らず、且つ条件に合致する香港系企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 500万元の産業集約補助金を与える</li> <li>▪ 当年度の直接経済貢献が3億元を下回らない、または直近連続の2年間の直接経済貢献が2億元を下回らないと認定された場合、追加で500万元の産業集約補助金を与える</li> <li>▪ 支給する産業集約補助金は1000万元を上回らない</li> </ul>
専門機構統括会社	前海で1年以上継続して経営しており、条件に合致する香港系企業	200万元の産業集約補助金を与える
ユコーン統括会社	直近の融資評価で評価額が10億ドル以上で、未上場の企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 評価額が10億ドル以上100億ドル以下で、かつ前年度の直接経済貢献が2000万元以下の企業に、500万元の産業集約補助金を与える</li> <li>▪ 評価額が10億ドル以上100億ドル以下で、かつ前年度の直接経済貢献が2000万元以上の企業に、1000万元の産業集約補助金を与える</li> <li>▪ 評価額が100億ドル以上で、かつ前年度の直接経済貢献が5000万元以下の企業に、1000万元の産業集約補助金を与える</li> <li>▪ 評価額が100億ドル以上で、かつ前年度の直接経済貢献が5000万元以下の企業に、2000万元の産業集約補助金を与える</li> </ul>